江戸川区　発達障害支援　情報ガイド

江戸川区発達相談・支援センター

令和３年１月

目　次

第１章　江戸川区の「発達障害支援」の流れ

１．発達障害をめぐる状況 1

２．発達障害支援の流れ 2

第２章　乳幼児期

１．発達の目安 3

２．早期発見

（１）健診からの発見 5

①乳幼児の健康診査 5

②健診で気づく子どものサインとは・・・ 6

③健康サポートセンターで気づいた場合の対応 6

④健康サポートセンター所在地（管轄地域）一覧 7

（２）各幼稚園・保育園での発見 8

①集団生活の中で気づく子どものサインとは・・・ 8

②幼稚園・保育園で気づいた場合の対応 8

③乳幼児施設巡回支援事業 10

３．早期の相談

（１）健康サポートセンター 11

（２）児童相談所はあとポート 11

（３）発達障害相談センター 12

４．早期の発達支援

（１）児童を対象とした通所サービス 17

（２）児童福祉サービスの利用手続き 18

（３）区内にある児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所 19

第３章　学齢期

１．学齢期の相談・支援

（１）特別支援教育の推進 28

（２）就学相談 29

（３）区立小・中学校 31
①通常の学級における特別支援教育の充実 31
②特別支援教室の導入による巡回指導（全小・中学校で実施） 33
（４）すくすくスクール 35
（５）相談機関. 37
（６）特別支援学校 39

２．児童を対象とした通所サービス 41

第４章　青年期以降

１．青年期以降の支援　～義務教育終了後の相談・支援について～
（１）相談 42
①区の窓口 42
②地域活動支援センター（Ⅰ型） 43
（２）就労支援 44
①障害者就労支援センター 44
②地域活動支援センター 45

２．障害者総合支援法の障害福祉サービス 46

第５章　関係機関一覧

１．区内関係機関 48
２．区外関係機関 49

第１章　江戸川区の「発達障害支援」の流れ

１　発達障害をめぐる状況

発達障害は他の障害と比べ、外から見えにくく、支援が届きにくいと言われています。しかし、発達障害者支援法が平成 17 年 4 月に施行されてから、発達障害者に対する支援は着実に進展し、発達障害に対する理解も広がってきました。一方、発達障害者支援法の施行から 10 年が経過し、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など、よりきめ細かな支援の充実を図るため、平成 28 年８月発達障害者支援法が改正されました。

本区では、平成 24 年７月に、発達障害者(児)のライフステージに応じた支援の方向性を示す「『発達障害』に関する支援方針」を策定し、支援の充実を図ってきました。その後、継続した支援、関係機関との緊密な連携の強化、発達障害に関する普及啓発事業を推進するため、平成２６年７月、発達障害相談センターを開設しました。

その後、相談事業と療育を一体的に行うとともに、乳幼児期から大人まで切れ目のない支援を行うことができるよう、発達障害相談センター機能と児童発達支援センター機能を兼ね備えた発達相談・支援センターを令和２年４月開設にしました。

２　発達障害支援の流れ

早期発見　→　相　談　→　支　援

乳幼児期

【健康サポートセンターの健診事業】
〇1 歳 6 か月児歯科健康診査時
「発達に関する質問票（日本語版 M-CHAT 短縮版８項目）」

【必要時】
・個別相談（心理相談員）
・集団指導

幼稚園・保育園

【気になる子の発見・支援のための事業】

〇乳幼児施設等巡回支援事業
（区・私立保育園・私立幼稚園
小規模保育所・認証保育所等）

〇専門家チーム派遣（区立幼稚園）

〇保育園発達支援コーディネーター
配置（区・私立保育園）

小学校・中学校

【各学校の対応】
〇特別支援教育コーディネーター(全校配置)
〇スクールカウンセラー派遣（全校配置）
〇校内委員会の実施

【学務課相談係】
〇就学相談
〇専門家チーム派遣
（区立小・中学校）

【教育研究所】
〇教育相談
〇教職員相談

〇エンカレッジルームの設置
〇全小学校(70 校)
全中学校(33 校)
特別支援教室での巡回指導

青年期以降

【健康サポートセンター】
〇保健師による相談
【障害者就労支援センター】
〇就労相談・支援
【地域活動支援センターⅠ型】
〇相談
〇就労支援（センターえどがわ及びセンターかさいにて、精神障害者就労支援事業を実施）

【発達障害相談センターの相談】

【児童相談所はあとポート】　子どもに関するあらゆる相談

【児童発達支援センター】
1 歳 6 か月児～就学前
〇障害児相談支援
〇個別療育
〇集団療育
〇保育所等訪問支援

【区立事業所：育成室】
1 歳 6 か月児～就学前
〇個別療育
〇集団療育

【民間事業所】児童発達支援

【民間事業所】放課後等デイサービス

第２章　乳幼児期

１．発達の目安

赤ちゃん

1歳　　**2歳**

体の使い方

おすわり

ひとり立ち

走る

小さいポールを蹴る

両足でジャンプ

親指を使ってつかむ
レーズンやボタンなど

コップで飲む

なぐり書きをする

4コの積み木の塔

生　活

自分で食べる
クッキーやおせんべい
手に持って

スプーンを使って食べる

パジャマやパンツを一人で脱ぐ

他の人との関わり

いないいないばぁを喜ぶ

バイバイをする

簡単なお手伝いをする
おもちゃの片付け・言われたものを持ってくる

二語文を話す
マンマちょうだい等
絵:食べ物をほしがっている

こと

なん語を話す
パパ・ママ・だだだ等

意味のある言葉 2～3 語
パパ・ママ以外
絵:ネコを指差しにゃんにゃんなど

体の名前が分かる
絵:人形の目を指差ししている

成長・発達のスピードは一人ひとり違います

※この表は発達の目安です。参考にしてください。＜ＤＥＮＶＥＲⅡ（発達スケール）より＞

3 歳　　**4 歳**　　**5 歳**　　**6 歳**

三輪車がこげる

けんけんができる

はね返ったボールをつかむ

○（まる）が書ける

歯みがきを一人でする

□（しかく）が書ける

人の絵が書ける

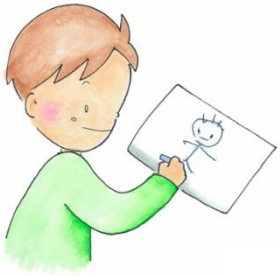

一人で服を着る

友達の名前を言う

簡単なゲームをする

ルールを守って遊べる

絵:3～4 人でじゃんけん

色の名前を言う

絵:4 色クレヨン

5 まで数える

絵:机の上の積み木をかぞえている

反対語がわかる

「火は熱い・水は?」

絵:こどもが冷たいと答えている

２．早期発見

（１）健診からの発見

①　乳幼児の健康診査

各健康サポートセンターや指定医療機関で、子どもの発育・発達の確認を行い、必要に応じて相談・経過観察・医療などの継続支援を行います。

健診名	対象者 会場	内容	事後フォロー
乳児健康診査	３～４か月児 （個別に通知） 各健康サポートセンター	計測、診察、 保健師による育児相談、 栄養士による相談（必要な方）	医療機関紹介 乳幼児経過観察健診 保健師による個別支援 （電話、面接、訪問）
６～７か月児・９～10 か月児健康診査	６～７か月児・９～10か月児（乳児健康診査時に受診票を配布） 指定医療機関	計測、診察	保健師による個別支援 （電話、面接、訪問）
１歳６か月児健康診査	１歳６か月～２歳未満 （個別に通知） 指定医療機関	計測、診察	子ども(発達)相談 保健師による個別支援 （電話、面接、訪問）
１歳６か月児歯科健康診査	１歳７か月～２歳未満 （個別に通知） 各健康サポートセンター	問診（M-chat を活用した保健師による発達や育児の相談)、歯科健診、歯みがき練習（歯科衛生士)、栄養士による相談・心理相談員による相談（必要な方）	乳幼児経過観察健診 子ども(発達)相談 保健師による個別支援 （電話、面接、訪問）
３歳児健康診査	３歳～ ３歳 11 か月 （個別に通知） 各健康サポートセンター	問診（保健師による発達や育児の相談)、計測、尿検査、内科健診、歯科健診、栄養士による相談・心理相談員による相談・歯科衛生士による相談（必要な方）	医療機関紹介 乳幼児経過観察健診 子ども(発達)相談 保健師による個別支援 （電話、面接、訪問）

健康サポートセンター所在地（管轄地域）一覧　　7 ページ参照

②　健診で気づく子どものサインとは・・・

〈乳児期後期〉視線が合わない、まねをしない、名前を呼んでも反応しない、他児への興味がない、微笑み返しがない、表情が乏しい など

〈1歳6か月〉指さしをしない、有意語がない、名前を呼んでも振り向かない、言われた言葉の理解が弱い、運動発達の遅れ、音に対して敏感、こだわりが強い など

〈3　　歳〉他児と関われない、ことばの遅れ、動き回って落ち着きがない、衝動的な行動、偏食など食行動の問題、生活時間の乱れ、こだわりが強い など

③　健康サポートセンターで気づいた場合の対応

1歳6か月児歯科健康診査・3歳児健康診査の結果、発達の遅れや発達障害の心配が疑われた場合は、子どもの発達に関する保護者の受け止めや困っていることなどの相談をします。保護者との相談の結果、必要に応じて下記の個別相談を紹介します。また個別相談を継続する中で、必要に応じて集団指導や適切な療育機関・医療機関を紹介します。

個別相談

●子ども(発達)相談　　各健康サポートセンター　（予約制）

発達面（主に精神発達）に心配のあるお子さんとその保護者の心配や不安に対し、心理相談員が相談に応じます。発達面の課題や育児上の悩みを伺い、安心して子育てができるよう支援します。

（発達面の他に、年齢に応じた子どもへの対応や兄弟への対応などの相談もお受けしています。）

1歳6か月児歯科健康診査と3歳児健康診査では、健診日に合わせて相談をすることができます。

・担当スタッフ　心理相談員

集団指導

●1歳6か月児心理集団指導　　各健康サポートセンター　（登録制、月1回）

ことばの遅れや対人関係などに課題があるお子さんとその保護者を対象に、集団での遊びや交流を通して、発達を促したり対応の仕方を学び、安心して子育てができるよう支援をします。子ども(発達)相談を経たうえでの参加となります。

・担当スタッフ　心理相談員、保育士、保健師

④ 健康サポートセンター所在地（管轄地域）一覧

サポートセンター名	管轄地域	所在地	電　話
中央健康サポートセンター	中央 1～4 丁目、松島 1～ 4 丁目、松江 1～ 7 丁目、東小松川 1～ 4 丁目、西小松川町、大杉 1～5 丁目、西一之江 1～4 丁目、春江町 4 丁目、上一色 1～3 丁目、本一色 1～3 丁目、一之江 1～8 丁目、西瑞江 4 丁目(1～2 番地・10～27 番地)、江戸川 4 丁目（15～ 25 番地)、松本 1 丁目・2 丁目、興宮町	〒132-0021 江戸川区中央 4-24-19	5661-2467
小岩健康サポートセンター	東小岩 1～6 丁目、西小岩 1～5 丁目、南小岩 1～8 丁目、北小岩 1～8 丁目	〒133-0052 江戸川区東小岩 3-23-3	3658-3171
東部健康サポートセンター	春江町 2 丁目・3 丁目、東瑞江 1 丁目・2 丁目・3 丁目、西瑞江 3 丁目・4 丁目（5～9 番地)、江戸川 1～3 丁目・4 丁目（1～14 番地)、谷河内 2 丁目、下篠崎町、篠崎町 3～6 丁目、南篠崎町 1～5 丁目、東篠崎町、東篠崎 1 丁目・2 丁目、瑞江 1～4 丁目	〒132-0011 江戸川区瑞江 2-5-7 東部フレンドホール内	3678-6441
清新町健康サポートセンター	中葛西 5～8 丁目、西葛西 1～8 丁目、清新町 1・2 丁目、臨海町 1～4 丁目	〒134-0087 江戸川区清新町 1-3-11	3878-1221
葛西健康サポートセンター	中葛西 1～4 丁目、東葛西 1～3 丁目、東葛西 4 丁目（14～28 番地・56 番地・57 番地)、東葛西 5 丁目、北葛西 1～5 丁目、船堀 1～7 丁目、春江町 5 丁目、西瑞江 5 丁目、江戸川 5・6 丁目、一之江町、二之江町、宇喜田町	〒134-0083 江戸川区中葛西 3-10-1	3688-0154
鹿骨健康サポートセンター	新堀 1 丁目・2 丁目、春江町 1 丁目、谷河内 1 丁目、鹿骨町、鹿骨 1～6 丁目、上篠崎 1～4 丁目、篠崎町 1 丁目・2 丁目・7 丁目・8 丁目、西篠崎 1 丁目・2 丁目、北篠崎 1 丁目・2 丁目、東松本 1 丁目・2 丁目	〒133-0073 江戸川区鹿骨 1-55-10	3678-8711
小松川健康サポートセンター	小松川 1～4 丁目、平井 1～7 丁目	〒132-0034 江戸川区小松川 3-6-1	3683-5531
なぎさ健康サポートセンター	東葛西 4 丁目（1 番～13 番・29 番～55 番・58 番)、東葛西 6～9 丁目、南葛西 1～7 丁目、臨海町 5・6 丁目	〒134-0085 江戸川区南葛西 7-1-27	5675-2515

（２）各幼稚園・保育園での発見

①　集団生活の中で気づく子どものサインとは・・・

「すこやかな成長と発達を応援します～よりよい園生活を送るために～４・５歳」

（江戸川区発達障害センター リーフレット）より

＜コミュニケーション＞

友達とかかわらず、一人遊びばかりする
会話が一方的でやりとりしにくい
順番やルールが守れない
音に敏感に反応する（耳をふさぐ）
体に触れられることを嫌う

＜生活＞

トイレや身支度など生活習慣が身につきにくい
急な予定の変更があると不安になる（場所や時間）
睡眠時間が一定でない
食べ物の好き嫌いが極端

＜あそび＞

ままごとやブロックで家を作って遊ぶなどのごっこ遊びに関心を示さない
遊びにこだわりがあり広がらない
一緒に本を読もうとしても、落ちついて本が読めない（勝手にページをめくる、どこかへ行ってしまうなど）

②　幼稚園・保育園で気づいた場合の対応

＜園での子どもへの対応＞

子どもの特性を知り、環境を整えます。

子どもに生活しにくい様子が見られれば、何に困っているのかよく観察することが大切です。その子らしさを発揮しやすい状況はどういう条件がそろった時なのか、観察した様子を記録し整理します。どのような場面でどのような工夫をすれば子どもがわかりやすく行動しやすいのか考え、環境を整えることにより、力を発揮しやすくなります。そして、大人との信頼関係をつくり、好きなことや得意なことなどを利用して「やってみたい」「自分にもできる」という気持ちを育み、自信や自己肯定感を高めることが大切です。

その子らしく健やかに育つように支援していきます。

＜保護者への対応＞

園内での行動の記録をもとに保護者と面接を行います。

保護者とのコミュニケーションを通じて子どもの特性の理解につなげていきます。

「こんな工夫で、こんなことができた」などうまくいったことを伝えるなかで、一緒に子育てを

していきたいというスタンスで、保護者に寄り添った対応を行います。

保護者が問題点を理解し、保育者と共有できると、関係機関につなぎやすくなります。信頼関係の構築が大切です。

保護者を通じて関係機関に相談します。

＜関係機関との連携＞

必要に応じて各機関と連絡をとります。

園での取組み

［私立幼稚園］［私立保育園］［小規模保育所］［認証保育所］ほか

私立園の場合、各園によって取り組み内容が異なりますが、概ね以下のとおりです。

日常の保育や教育のなかで、保育士や教員が発達に係る課題を発見した場合、職員会議等で当該児童の保育方針を確認し合います。

専門的なサポートを要する場合、園医、嘱託医に相談するほか、保護者の希望等により、相談機関や療育機関を案内します。

なお、一部の私立保育園には区の研修を受講した保育士（保育園発達支援コーディネーター※）が在籍しています。

［区立保育園］

気になる行動の記録をとります。それに基づいて職員会議等で意見を交換し、保育方針を確認します。必要に応じて保護者との話し合いを持ち、関係機関とのつながりを保護者と共に検討していきます。保護者の希望等により、相談機関や療育機関を案内します。

全園に保育園発達支援コーディネーターが配置されています。発達に関する相談の窓口・早期発見としての役割を果たしています。

［区立幼稚園］

全園に特別支援教育コーディネーターが配置されています。

学習面や生活面で困難のある幼児については校内委員会等で情報把握に努め、支援内容を検討し、実践します。また、専門家チームの派遣を利用して、専門家から望ましい教育的対応や指導について助言を受けます。

専門家チーム派遣　　31 ページ参照

※保育園発達支援コーディネーター

保育園において発達障害を含めた発達的な課題を抱える子どもへの理解を深め、保育園の中で適切な対応や保護者支援ができるよう職員のレベルアップを図ったり、関係機関とのつながりを保護者と一緒に考えていきます。

③　乳幼児施設巡回支援事業（施設職員向け支援）

保育園・幼稚園等の乳幼児施設へ、江戸川区発達相談・支援センターが委託した心理相談員（発達障害児支援について知識・経験を有する専門職）を派遣し、発達障害又は疑いのある児童（気になる子ども）への対応、支援方法、保護者対応について助言を行います。

この事業を通じて、施設職員を支援するとともに発達障害に関する知識や支援力の向上を図ることを目的とします。

巡回施設

・区立保育園・私立保育園・私立幼稚園等・認証保育所・小規模保育所等のうち、心理相談員の派遣を希望する施設

実施内容

- 気になる子どもの行動観察
- 対象児童の発達状態や特性に合わせた対応・支援の助言
- 保護者対応に関する助言
- 関係機関連携に関する助言
- カンファレンスを通して、職員の障害理解を深める

※支援者支援を目的として実施するため、心理相談員が、直接、対象児の個別支援や保護者の相談を行う事業ではありません。

※江戸川区発達相談・支援センターが日程調整（年２回程度の派遣）を行い、心理相談員を派遣します。巡回する心理相談員は、本事業のために依頼する心理相談員が主となるため江戸川区発達相談・支援センターには常駐していません。

［問い合わせ先］
江戸川区発達相談・支援センター　　電話　５８７５－５３２１

３．早期の相談

（１）健康サポートセンター

発達や子育てに関する相談は、健康サポートセンターが行う事業や電話・来所相談により、随時、保健師が応じています。また、予約制で心理相談員による子ども（発達）相談も実施しています。

相談を進めていく中で、必要に応じて適切な療育機関や医療機関を紹介します。

健康サポートセンター所在地（管轄地域）一覧　　7 ページ参照

（２）児童相談所はあとポート

子どもに関するあらゆる相談

子どものしつけや不登校、障害、非行など１８歳未満の子どもに関するあらゆる相談に、保健師や保育士、心理職員などの専門スタッフが応じます。継続的なサポートが必要な場合は、担当の職員がご家族の状況、お子さんの成育歴などをうかがい、子どもと家族に適した援助を行います。

児童虐待に関する相談・通告

児童虐待に関する相談・通告等に応じます。緊急に子どもを保護する必要がある場合や日常生活の指導が必要な子どもを一時的に保護したり、子どもや保護者への指導、児童養護施設への入所や里親への委託などの処置も行います。

・児童相談所はあとポート　5678-1810　 月～土 8:30～17:00（祝休日・年末年始を除く）
・児童相談所虐待対応ダイヤル・・・189 番（いちはやく） ⇒ 24 時間対応
【緊急の場合】子どもの生命に危険がある場合など・・・１１０番

児童相談所はあとポート

所　在　地	〒132-0011　江戸川区中央 3-4-18		
電　　話	5678-1810	Ｆ　Ａ　Ｘ	6231-4378
相談受付日時	月～土　８：30～１７：00（祝休日・年末年始を除く）		

（３）発達障害相談センター

ご本人またはご家族の不安や悩みを伺い、ひとりひとりの状況を判断し、必要な支援の方向性を考えます。適切な支援を紹介するほか、保育園・幼稚園・小中学校などの所属機関や関係機関と連絡調整を行います。

ライフステージに応じて、相談や適切な支援が途切れないように、関係機関と連携していきます。

～発達相談室「ないろ」～

18 歳未満のご相談については、学校・保育園等から障害という言葉にとらわれず、発達障害相談センターをご紹介いただくとともに、保護者の方がお子さんの発達に関して相談しやすい場所となるよう、発達障害相談センターに愛称をつけることにより、周知しています。

対象者

江戸川区にお住いで、知的障害を伴わない発達障害（またはその疑い）のある方、そのご家族及びその支援者

※年齢の制限はありません。

相談員

心理士、教員、保育士、精神保健福祉士など

相談の種類

本人・家族の相談
- 電話相談（随時）
- 来所相談（予約制）
  - 発達相談（18 歳未満）～発達相談室「ないろ」～
  - 発達障害に関する相談（18 歳以上）

※来所による相談は、事前に予約が必要です。

支援者の相談
- 電話相談
- 訪問相談
- その他(情報提供等)

ご本人・ご家族からの相談

◆電話相談　（随時）

- 現在お困りの発達障害に関する相談を丁寧に聞き取ります。
- 相談内容を整理し、助言や情報提供をします。
- 必要に応じて、来所面接の相談予約を受け付けます。

◆来所相談（予約制）

1.発達相談（18 歳未満）～発達相談室「ないろ」～

・発達障害に関する特性を総合的に判断するため、必要な情報（主訴、成育歴、発達状況等）の聞き取り、行動観察（個別及び集団）をします。また、必要に応じて発達検査（※）を行い、本人・保護者のニーズに合ったアドバイス、必要な支援の方向性を提案します。

・情報提供や制度の紹介を行い、必要に応じて関係機関に繋ぎます。

・医師による診断を必要とされる方には、専門医療機関のご案内、情報提供もしております。

※発達検査について

対象者の年齢、状態、特性等を考慮し標準化された検査用具を用いて実施します。必要に応じていくつかの検査を組み合わせて総合的な評価をする場合もあります。

☆検査のみの対応、療育、カウンセリングなどは行いません。

2.発達障害に関する相談（18 歳以上）

・家族関係や日常生活に関する悩みをお聞きします。医療機関、制度についての問い合わせに応じ、情報提供します。また、必要に応じて関係機関に繋ぎます。

・既に相談されている機関がある場合、相談先の関係機関との連絡調整を行います。

☆成人の方の検査は行いません。

支援者の方からの相談

保育園、幼稚園、小中学校などに在籍する発達障害または疑いのある児童生徒への対応について助言します。その他、社会資源や制度の紹介、関係機関へ連携します。

1.電話による相談

保護者の同意の有無に関わらず、支援者支援として対応します。

2.訪問相談

電話等による相談から、さらに具体的な支援が必要とされる場合には、在籍園・校への訪問も行います。

※当該訪問相談は、乳幼児施設等巡回支援事業（10 ページ参照）とは、別の事業です。

つながる支援

家庭から保育園・幼稚園へ、保育園・幼稚園から小学校へ、小学校から中学校へ、中学校から高等学校へ、高等学校から大学または就労へと支援が途切れないように、成長や環境の変化に合わせて支援の方向性を調整します。

また、ライフステージが変わっても必要な情報が引き継がれるように、保護者もしくはご本人が管理するサポートファイルを活用できるよう支援していきます。

【サポートファイル「にじ」】

発達障害または発達に関して特別な配慮や支援を必要とする方が、ライフステージに応じた適切な助言や支援を受けるときに役立つ、成長と発達を記録する個人のファイルです。

保護者及び支援者が記入し、保護者もしくはご本人が管理します。

〇役割

保護者が子どもの成育歴や成長の記録、工夫している関わり等を記録し、支援者と情報を共有することで子どもの特性を見つめ直すことができ、適切な対応のきっかけ作りになります。

進級や進学などで生活の場が変わるときに、新しい保育園・幼稚園・学校の先生や支援機関の職員の方へ、今までの経過やサポートの情報を伝えることができます。

保護者と支援者が情報を共有することで、より連携しやすくなります。

〇内容

①基 本 情 報 ：プロフィール、所属の記録、生まれた時の様子、健診の記録、受診・相談・療育の記録、検査結果、福祉の記録

②今のわたし（今の日常生活能力・行動特徴・配慮点等）：乳幼児・小学生（1 年～3 年）／小学生（4 年～6 年）・中学校・高校／18 歳以上

③私の生活地図：サポートネットワークやサポートの内容

④支援機関からの情報

〇ホームページ

https://edo-hssc.jp/?page_id=183

コーディネーター機能

相談・支援が途切れないよう、相談者と所属機関をつなぎ、共に考え支援し、関係機関と関係機関をつなぐコーディネーター機能を担います。

よりよい支援のために、ご本人・ご家族の同意のもとに情報共有を行い、乳幼児期から青年期以降まで各関係機関と相互連携を図っていきます。

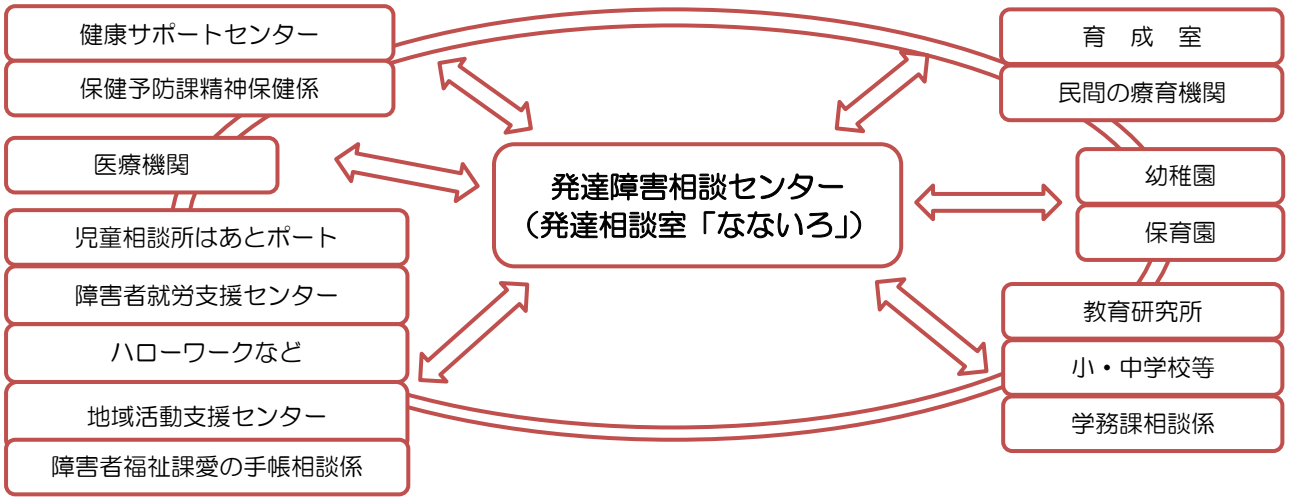

	関係機関	発達障害相談センター（発達相談室「ななないろ」）との連携
18歳未満	児童相談所はあとポート	○発達障害に関する相談対応が必要なケースについて、保護者の希望があれば、当センターを案内してもらいます。 ○養育の支援が必要な家庭に対しては、役割分担しながら対応します。 ○江戸川区児童虐待防止ガイドに基づき、発達障害相談センターとしての役割を担います。
乳幼児期	健康サポートセンター	○健康サポートセンターが行う事業や電話・来所相談の中で、発達障害の疑いのある児は、保護者の希望があれば、当センターを案内してもらいます。 ○養育の支援が必要な家庭に対しては、役割分担しながら対応します。
	幼稚園・保育園	○在園児で発達障害の疑いのある児について、保護者の希望があれば、当センターを案内してもらいます。 ○相談対応している園児の集団での行動観察が必要と判断した場合は、可能な範囲で在籍園に電話での状況の聞き取りや、訪問して行動観察を実施します。 ○在籍園から要望があれば、発達支援・環境調整への助言を行います。 ○発達に課題のある園児が家庭や園で生活しやすくなるよう、適切な支援方法・環境調整等を保護者や保育士、教員とともに考えます。
	育成室	○当センターでの相談・評価の中で、発達障害の専門的療育が必要と判断した場合は、療育機関のひとつとして、紹介します。 ○育成室を卒室する児童に対して、支援の継続が必要なケースでかつ通常学級を希望する方については、円滑な就学への移行、入学後の支援について相談対応しています。

	関係機関	発達障害相談センター（発達相談室「ないろ」）との連携
学齢期	小・中学校	○在籍校において、発達障害（または疑い）のある児童・生徒について、保護者の希望があれば、当センターを案内してもらいます。 ○相談対応している児童・生徒の集団での行動観察が必要と判断した場合は、可能な範囲で電話での状況の聞き取りや、訪問して行動観察を実施します。 ○発達に課題のある児童・生徒が家庭や学校で生活しやすくなるように、適切な支援方法・環境調整等を保護者・教員とともに考えます。
	教育相談室	○教育相談室で相談継続していた生徒の中で、中学卒業後の発達障害に関する相談場所として、必要に応じて、保護者に対して当センターを紹介してもらいます。 ○教育相談室での継続相談が必要なケースや双方の相談を利用しているケースについては、情報共有し、役割分担して対応します。
	学務課相談係	○就学相談・転学相談については、学務課相談係をご案内します。
青年期以降	保健予防課精神保健係 健康サポートセンター	○自立支援医療や精神障害者福祉サービスが必要な場合は、江戸川保健所または地域の健康サポートセンターをご案内します。
	障害者就労支援センター	○就労支援が必要な相談者に、就労支援センターをご案内します。 ○就労支援センターの相談者が、発達障害についての助言等を求めた場合、当センターを案内してもらいます。
各年代	愛の手帳相談係	○障害者福祉サービス利用の窓口としてご案内します。 ○知的障害の方の相談窓口としてご案内します。

発達障害相談センター（発達相談室「ないろ」）

所在地	〒132-0035　江戸川区平井4-1-29		
電話	発達障害相談センター　5875-5401 発達相談室「ないろ」　5875-5101	ＦＡＸ	5875-5751
開所時間	月～金　8：30～17：00（祝休日・年末年始を除く）		

４．早期の発達支援

（１）児童を対象とした通所サービス

通所サービスの利用は「児童福祉法」に基づきます。

障害児通所支援を利用する保護者は、区に申請を行い、障害児支援利用計画案作成を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。（次頁［児童福祉サービスの利用手続き］参照）

障害児入所支援を利用する場合は児童相談所に申請します。

児童福祉法に基づく児童福祉サービス

障害児通所支援（※1）	児童発達支援	身体、知的及び精神に障害のある未就学の児童に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた障害児に治療を提供しながら、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に行います。
	保育所等訪問支援	保育所等（※2）を利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に、訪問支援員が訪問し、保育所等などにおける集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等で、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児入所支援（医療型・福祉型）		障害児（発達障害を含む）が入所し保護を受けながら、地域・家庭での生活に必要な日常生活の指導などを受けます。医療型では併せて治療も行います。 東京都江戸川児童相談所が相談窓口になります。

（※1）　障害児通所支援の対象には発達障害を含みます。

（※2）　保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として地方自治体が認めた施設に訪問しますが、現状では、東京都内で保育所等訪問支援を行う事業所は少なく、また、未就学児童への訪問が中心になっています。

［発達障害児が利用できる通所支援］

◆児童発達支援、放課後等デイサービス

乳幼児から学齢期を対象に個別支援・グループ支援を行っています。

区立の施設として、小松川地区に児童発達支援センターがあります。また、身近な児童発達支援事業所として、育成室（小岩、葛西、鹿本、篠崎、臨海）があります。このうち、鹿本育成室および臨海育成室は発達障害のお子さんに特化しています。

その他、民間事業所では、事業所ごとに対象・内容・利用時間が異なります。ご利用の際は各事業所にお問い合わせください。

（２）児童福祉サービスの利用手続き

◆児童を対象とした福祉サービスの利用手続きは、次のとおりです。

① 保護者は、利用を希望する通所事業所で、事前に見学及び相談等を行います。

② 障害者福祉課愛の手帳相談係（以下「愛の手帳相談係」といいます。）に、障害児通所給付費の支給申請（以下「利用申請」といいます。）について、電話、または窓口で相談します。
この際に、サービス利用の要否判断のための聴き取りをさせていただきます。
状況に応じ、療育の必要性について専門機関からの書類等の提出が必要となる場合があります。

③ サービス利用が必要と判断されましたら、サービスの利用申請をします。

④ 愛の手帳相談係の職員、または区が委託をした区内相談支援事業所の相談支援専門員との面接を受けていただきます（５領域 11 項目等の調査をします）。
調査項目…食事・排泄・入浴・移動など生活の状況、行動や精神面の特徴など

⑤ 指定障害児相談支援事業者に障害児支援利用計画案の作成を依頼してください。なお、保護者が自己作成（セルフプラン）することもできます。自己作成を希望する場合は、愛の手帳相談係にご相談ください。

⑥ 区は、支給決定し、通所受給者証（以下「受給者証」といいます。）を交付します。

⑦ ⑤の障害児支援利用計画案の作成者が、正式な障害児支援利用計画（以下「利用計画」といいます。）を作成します。

⑧ ⑦の利用計画に即したサービスを受給します。

⑨ ⑦の利用計画の作成者が、一定期間ごとに計画のモニタリングを行います。

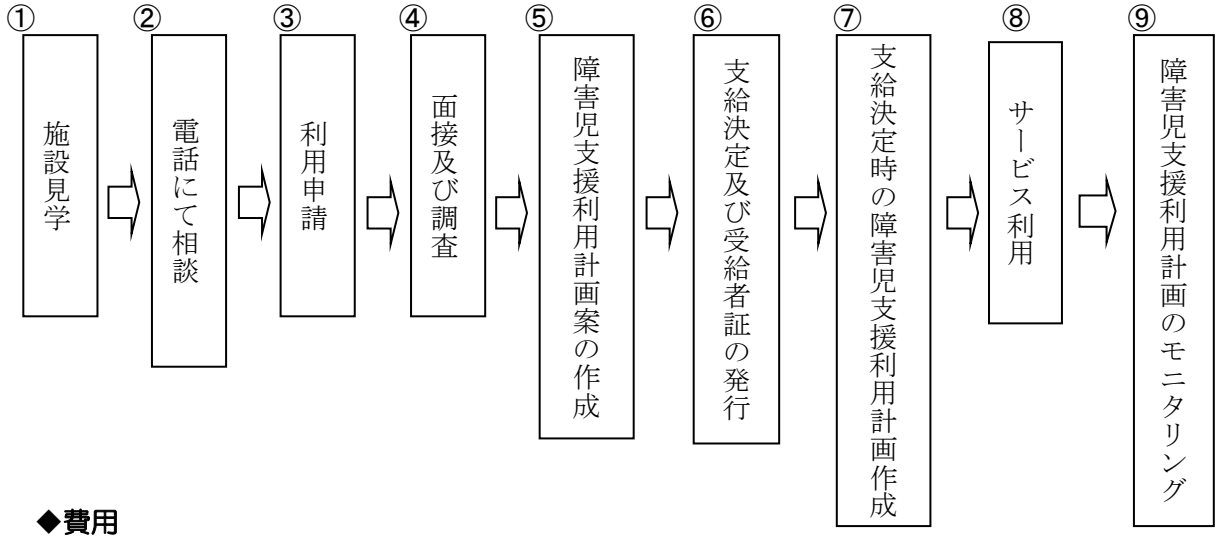

◆費用

利用にあたっては、利用に要する費用の１割を利用者に自己負担していただきます。ただし、利用者負担額には上限額があり、住民税の課税状況によって利用者ごとに異なります。また、利用施設又は利用事業所が別途徴収する実費費用が発生する場合もあります。

［問い合わせ先］

福祉部 障害者福祉課 愛の手帳相談係　（本庁舎２階１番窓口）　電話　５６６２－００５３

（３）区内にある児童発達支援、放課後等デイサービスのセンター及び事業所

［区立のセンター］

児童発達支援センター

相談から訓練まで一体的にワンストップで支援を行います。また、科学的な根拠のあるプログラムを用いた専門的な個別の訓練が行える場となっています。

このセンターでは身近な地域の障害児支援の拠点として、障害児や家族への支援、区内通所支援事業所との連携により地域支援事業も実施します。

対　象

１歳６か月～就学前の発達障害児

入室の流れ

お問い合わせ　→　無料説明会　→　個別相談　→　通所受給者証の手続き　→　契約・面接　→　通室開始
（すでにお持ちの方は不要）

※通所受給者証の手続きについては、17 ページからの「児童を対象とした通所サービス」をご覧ください。

支援内容

◆障害児相談支援

障害児相談支援には障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助の２つのサービスがあります。

１．障害児支援利用援助

障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障害児の心身の状況や環境、障害児または保護者の意向を踏まえて「障害児支援利用計画案」の作成を行います。利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「障害児支援利用計画」の作成を行います。

２．継続障害児支援利用援助

利用している障害児通所支援について、その内容が適切かどうか一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います（モニタリング）。また、モニタリングの結果に基づき、計画の変更申請などを勧奨します。

◆集団療育

個別療育プログラムと同時または終了後に、ご参加いただくプログラムです。個別療育を通して、大人との１対１の関わりが円滑になってきたお子様を対象に、3～6 名程度の小集団での指導を行います。発達水準に合わせてグループでコミュニケーション能力の向上・運動機能の促進・身辺自立・社会性の向上など個別による療育内容の般化を目的にしています。

クラス	時間	通室日数	詳細
毎日通園	月～金　9:30～12:30 （3 時間）	週５日	送迎を行います。原則、保護者と離れて療育を行います。別途参観日等の時間を設けます。
短時間通園	水 15:00～16：00 木 13：30～14：30 （1 時間）	週１～2 回	発達水準に合わせてクラスの編成を行います。毎回、保護者様同伴で通所していただきます。
スクール トライアル	火・金 15：00～16:00 （1 時間）	週１～2 回	就学の準備を重点的に行うクラスで、年中以上が対象となります。毎回、保護者様同伴で通所していただきます。

◆個別療育

多職種のスタッフが、応用行動分析や発達心理学等の包括的な視点に基づいてお子さまの発達を評価し、個々の子どもの発達特性に応じた専門的支援や相談を行います。定期的に、子どもの行動観察や発達検査を通じた発達評価を実施します。

プログラム	時間	通室日数	詳細
親子共学型 個別療育 「ぺあすく」	月～金 9:30～10：50 11:10～12:30 13:30～14：50 15：10～16：30 （80 分/回）	1 年間 前期：週 1 回 後期：月２回	・本センター利用時に、最初にうけていただくプログラムです。 ・保護者同伴で通所していただきます。担当指導員は、応用行動分析や発達心理学の知見に基づき、お子様へのオーダーメイドの個別療育と、保護者の方が家庭で療育を実践するためのサポートを行います。お子様の発達の促進と、ご家族の課題抽出や問題解決スキルの向上をサポートします。

ぴあ型 個別療育	月～金 9:30～10：30 11:00～12:00 13:00～14：00 14：30～15：30 （60 分/回）	週 1 回	「ぺあすく」を利用中または終了した方が対象です。保護者様同伴で通所していただきます。相談員 1 人に対し、または 2～3 人の小集団（ピア）形式で、「ぺあすく」の個別療育内容を引き継いだ直接支援を提供します。定期的に課題を更新し、効率的に発達を促進しながら、ピアとのコミュニケーションも支援します。
予約制 リハビリテーション	月ごとに予約枠を提示 （60 分/回）	月 1 回まで	「ぺあすく」を利用中・または終了した方が対象です。言語療法、作業療法、理学療法などによる個別の機能訓練を行います。
予約制 コンサルテーション	月ごとに予約枠を提示 （80 分/回）	月 1 回まで	「ぺあすく」を終了した方が対象です。保護者様同伴で通所していただきます。家庭療育の継続支援を目的に、ニーズに応じたコンサルテーションを行います。

◆ 療育支援システム AI-PAC による包括的な発達支援

本センターで行われる療育では、学習基盤、言語・コミュニケーション、視覚・運動、アカデミックスキル、生活スキル、その他 6 領域 600 個の発達課題からなる療育支援システム AI-PAC を活用します。発達課題の評価、支援内容や成果をみえる化し、タブレットやスマートフォンを介して共有を行うことで、支援者や家庭との連携・共通理解を深めながら、お子さんの発達を包括的に、かつ一貫して支援していくことを目指します。

◆保育所等訪問支援

本センターへ通所しており、かつ保育所等を利用中の児童、または今後利用する予定の児童を対象とします。訪問支援員が訪問し、保育所等などにおける集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

［問い合わせ先］

児童発達支援センター　　平井 4-1-29　　TEL　5875-5321

［区立の事業所］

育成室

子どもが、保護者と共に通い、楽しく遊ぶ中で日常生活に必要な身辺自立の向上と心身の発達を促すことを目的としています。また、保護者の相談に応じ、共に考え、情報共有をしていきます。

心理士による評価・入室調整会議を経て入室を決定します。

対　象

・満１歳６か月～就学前のお子さん
・保護者が付き添って通室できる方
・区内にお住まいの方

入室の流れ

電話相談　→　来室（見学・相談）→　通所受給者証の手続き　→　契約・面接　→　通室開始

※通所受給者証の手続きについては、17 ページからの「児童を対象とした通所サービス」をご覧ください。

支援内容

子どもの発達や意向に応じた「個別支援計画」を保護者と共に作成し、同意のもとで一人一人の到達目標に向けた支援を行います。

◆集団療育

集団の中での生活や遊びを通じて、コミュニケーション能力の向上・運動機能の促進・身辺自立・社会性の向上を図ることを目的にしています。日中クラスと幼稚園・保育園に通っている子どもの併用クラスがあります。

クラス	時間	通室日数	
日中クラス	9:30～13:30	３・４・５歳児…週５日 １・２歳児…週２日	原則は、保護者と一緒に通室。就学に向けて保護者と離れて療育を行う場合もあります。
併用クラス	14:00～16:00	３・４・５ 歳児は週１回 １・２歳児は月１回	

◆個別療育

多職種のスタッフがさまざまな視点で、個々の子どもの発達特性に応じた専門的支援や相談を行います。

１．言語療法　（言語聴覚士）

ことばや聞こえ、発音などのコミュニケーション機能に関する相談や支援を行います。

遊びの中で子どもが持っている力を引き出し伸ばしていくお手伝いをしたり、日常生活の中での関わり方を保護者と一緒に考えたりしていきます。

２．作業療法　（作業療法士）

日常の生活動作（食事、着脱など）や活動参加（遊び、学習など）を感覚や運動面などから整理し、子ども自身の主体的な活動を支援します。

遊びを中心とした色々な活動を利用して、子どもの発達（運動機能、日常生活技能、学習基礎能力、心理社会的発達）を促すお手伝いをしていきます。

３．理学療法　（理学療法士）

運動面の遅れや姿勢保持（まっすぐに立っていられる、一定時間座っていられるなど）に関する相談や支援を行います。遊びを通して子どもの気になる動作のチェックやアドバイスをしたり、どんな運動を行ったら良いかなどを保護者と一緒に考えたりしていきます。

４．心理相談　（心理士等）

保護者が抱える様々な悩みや不安への相談や支援を行います。また、子どもの行動観察や発達検査を通して発達評価を行います。

［問い合わせ先］

小岩育成室	北小岩 2-14-17	共育プラザ小岩内	TEL　3672-0614
葛西育成室	宇喜田町 175	共育プラザ葛西内	TEL　3688-8613
鹿本育成室	本一色 2-10-15		TEL　3651-3776
篠崎育成室	篠崎町 3-18-5		TEL　6231-8017
臨海育成室	臨海町 2-2-2		TEL　5679-8115

[区内にある児童発達支援センター]

※放課後等デイサービスを「放デ」児童発達支援を「児発」保育所等訪問支援を「保訪」と表示。
実施事業に○印

【小松川事務所管内】

施設名	所在地	電話番号	児発	放デ	保訪
児童発達支援センター	平井４－１－２９	03-5875-5321	○		○

[区内にある児童発達支援・放課後等デイサービス事業所]

（令和２年９月現在　掲載順:区内住所順）

最新の情報は、東京都福祉保健局　「東京都障害者サービス情報」をご覧ください。
http://www.shougaifukushi.metro.tokyo.jp/

※放課後等デイサービスを「放デ」児童発達支援を「児発」保育所等訪問支援を「保訪」と表示。
実施事業に○印

【小松川事務所管内】

施設名	所在地	電話番号	児発	放デ	保訪
江戸川区 発達相談・支援センター	平井 4-1-29	03-5875-5321	○		○
スマートキッズプラス平井	平井５－２４－８ リバースポイント２Ｆ号室	03-6657-0081		○	
コペルプラス　平井教室	平井７－１７－６ ミサワビル２階	03-6657-5938	○		
放課後デイサービス キッズピース平井	平井６－１４－１０ にしきビル２階	03-6657-5211		○	
コラゾン平井	平井４－８－１４ 高橋ビル１階	03-5609-7099		○	

【区民課管内】

施設名	所在地	電話番号	児発	放デ	保訪
江戸川区鹿本育成室	本一色２－１０－１５	03-3651-3776	○		
スマートキッズプラス船堀	松江４－１２－７ 山種小松川ビル１階	03-6231-4311	○	○	
こいわステップ第３	松島３－１５－１１ 柵山ビル１階	03-5879-5335	○	○	
ＪＮＣ松江	松江４－１３－６	03-3651-0688	○	○	
コアンティ	大杉１－２３－１６	03-5879-5782		○	
児童デイサービス ばんびーの	東小松川２－３１－６ レジデンシャル五洋１０３	03-6231-4298		○	

施設名	所在地	電話番号	児発	放デ	保訪
児童デイサービス ばんびーの えすと	東小松川３－３５－13 ニックハイム船堀 101	03-5879-3422		○	
こいわステップ	松島４－４６－１６	03-5879-3371		○	
ハッピーテラスー之江教室	一之江８－１７－１７ ＰＲＩMOND２階	03-6231-5119		○	
ＧＲＩＰ キッズ 一之江校	一之江７－３０－６ カーサクレセール１０２号	03-5879-4620		○	
こいわステップ第２	松島１－２０－２１ １階・２階	03-6231-5516		○	
広伸会 江戸川教室	松島3－46－10－102	03-5879-3133		○	
ファーストドリーム上一色	上一色１－４－１７	03-3674-5656		○	
ここね　江戸川	松島２－１８－１６ 関口ＹＫビル１階	03-6231-5353	○		
ファーストドリーム西小松川	西小松川町 20−4	03-5666-5656	○		

【小岩事務所管内】

施設名	所在地	電話番号	児発	放デ	保訪
江戸川区小岩育成室	北小岩２－１４－１７ 共育プラザ小岩内	03-3672-0614	○		
児童デイあみりあ	南小岩４－１０－１１	03-6908-4561	○	○	
児童デイあみりあ北	北小岩１－１５－２	03-6801-7323	○	○	
児童デイサービス 生活塾みずならの木　南小岩	南小岩７－３７－１８ クレドハイツ小岩１０２号室	03-6657-8837	○	○	
放課後等デイサービス あんず　江戸川	東小岩１－９－９ 長寿メディカルセンター２０２	03-6886-2105	○	○	
にっこり相談室	東小岩３－１７－１９－１	03-5876-8644	○		○
にじ北小岩	北小岩６－１１－４－１０１	03-6657-8732	○	○	
オレンジスクール　小岩教室	西小岩２－２０－１６ ライオンズマンション西小岩 第３　１０１号室	03-5876-7515		○	

【葛西事務所管内】

施設名	所在地	電話番号	児発	放デ	保訪
江戸川区葛西育成室	宇喜田町１７５ 共育プラザ葛西内	03-3688-8613	○		
ふるーる	東葛西６−48−１８	03-6808-4630	○	○	
こころとことばの教室 こっこ　葛西校	中葛西４－９－１８ i・ｅビル　３階	03-6456-0995	○		
スマートキッズプラス葛西	東葛西６－４－３ 第3ロイヤルシラコビル３０１	03-6808-3233	○	○	
スマートキッズプラス北葛西	北葛西４－２２－１１ Y·Ｓビル１階	03-6808-2996		○	

施設名	所在地	電話番号	児発	放デ	保訪
児童デイサービス ばんびーの　ふなぼり	船堀１－８－１９－０００２号	03-6661-4661	○	○	
こころとことばの教室 こっこ　西葛西校	西葛西２－１８－７	03-5878-1192	○		
ふるーるの森	東葛西５－２－２ ゾンネンハイム葛西	03-6808-2397		○	
パオパオくらぶ	船堀１－１－２	03-3689-4642		○	
スマートキッズプラス西葛西	西葛西６－２２－１６ スタービア西葛西 201	03-6808-6734		○	
くすのき放課後等デイサービス 葛西	南葛西１－１０－６ Ａ－ＹＵ１階	03-3877-1818		○	
ハッピーテラス西葛西	西葛西７－３－１０ ＢＫＮ西葛西５階	03-6663-8561		○	
ひまわり学習教室	東葛西６－１－５	03-6663-8049		○	
児童デイサービス南風	船堀２－１８－５	03-6808-5723		○	
ハッピーテラス葛西教室	中葛西３－１６－１７ パネフリアドビル２階	03-6663-9622		○	
くすのき放課後等デイサービス 葛西南	南葛西３－２４－４ 小林久商店貸事務所１階	03-3877-7740		○	
放課後等デイサービス キッズピース西葛西	北葛西４－１３－３０ 佐藤ビル１階	03-6808-0608		○	
スマートキッズジュニア船堀	北葛西４－５－７ リベラール北葛西１階Ａ号室	03-6663-8545		○	
たいよう 児童デイサービス船堀	北葛西１－２１－１８ リカーハイツ１階	03-6808-0761		○	
ハッピーテラス東葛西教室	東葛西５－１３－１３ フローラル東葛西Ⅱ２０３号	03-6240-5441		○	
日本重症心身障害児支援協会 多機能型ステーション　望	中葛西５－４－４	03-3675-3701	○	○	
江戸川区臨海育成室	臨海町２－２－２	03-5679-8115	○		

【東部事務所管内】

施設名	所在地	電話番号	児発	放デ	保訪
ＤＲＥＡＭ　ＫＩＤＳ　ＣＬＵＢ	瑞江１－５６－４	03-6638-8802	○	○	
わだつみキッズ瑞江教室	谷河内２－２－９ タクティクスビル１階	03-6638-9287	○		
ファーストドリーム南篠崎	南篠崎町２－９－２	03-5243-5656	○	○	
スマートキッズプラス瑞江	東瑞江３－５５－１８ ﾙﾈｻﾝｽ瑞江ｻﾞ・ﾚｼﾞﾃﾞﾝｽ１階	03-6231-8162		○	
スマートキッズジュニア南篠崎	南篠崎町２－１６－１ 第5ストークマンション1階	03-5664-6975		○	
スマートキッズプラス南篠崎第二	南篠崎町３－２４－７ 島村事務所１階	03-5664-6445		○	
たいよう 児童デイサービス瑞江	瑞江２－２４－８ シェアヴィ瑞江１階	03-6638-8626		○	

施設名	所在地	電話番号	児発	放デ	保訪
ファーストドリーム瑞江	南篠崎町２－９－２	03-5666-5656		○	
スタジオｐｌｕｓ＋瑞江教室	東瑞江３－４１－６ ＵＨＲビル２０１号室	03-6638-8136		○	
わくわくＧＡＴＥ江戸川	江戸川３－５０－２０	03-6638-8082		○	
江戸川区篠崎育成室	篠崎町３－１８－５	03-6231-8017	○		
ここね　篠崎	篠崎町７−21−16 ｱﾙﾌｧｸﾞﾗﾝﾃﾞ 篠崎弐番館Ｂ号室	03-6231-8153	○		

【鹿骨事務所管内】

施設名	所在地	電話番号	児発	放デ	保訪
児童デイサービス「ぷくぷく」	鹿骨３－１２－１７ ロンジェヴィテえどがわ１階	03-6638-8901		○	
キッズランド	鹿骨５－２９－１ 山田貸事務所　１階	03-5664-1175	○	○	
おおぞら・子どもデイセンター	東松本２－１７－１５	03-6806-9905		○	
ククルの実	鹿骨１－５９－１２ 鹿骨センターハイツ１０１	03-5664-6337		○	
ファーストドリーム新堀	新堀１－９－１８	03-3677-5656		○	

第３章　学齢期

１.学齢期の相談・支援

（１）特別支援教育の推進

平成 19 年４月の学校教育法の改正により、従来の特殊教育が、通常の学級に在籍する障害のある幼児・児童・生徒も対象とした「特別支援教育」に変わりました。

特別支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する視点から、一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校において実施されることとされました。

江戸川区教育委員会では、特別支援教育の推進に向けて、平成 19 年度に「江戸川区の特別支援教育（在り方と実施に向けて）」をまとめました。

その後、各学校において、保護者や地域との連携を図るとともに、本区では、ＬＤ、ＡＤＨＤ、高機能自閉症等、通常の学級における配慮の必要な児童・生徒への支援として、校内委員会を中心とした個別指導計画・個別の教育支援計画(学校生活支援シート)の作成や専門家チームの派遣を実施し、特別支援教育の充実を推進してきました。また、就学支援シートの活用等、就学前機関との連携も行うほか、副籍事業を開始し、区立学校と特別支援学校との交流及び共同学習の推進を図り、共生地域の実現に向けての取組を行ってきました。

児童・生徒が、生きがいをもって強く生きようとする意欲を高め、積極的に地域社会に参加していくために、特別支援教育の理解と推進を図っていくことが求められています。

本区の全ての教職員及び児童・生徒が、障害の有無に関わらず、共に学び、同じ社会に生きる人間として、共生地域の実現を目指すとともに、「ふるさと江戸川」を知り、愛し、活躍できるようになるための方策を練っていく必要があります。

（２）就学相談

相談の流れ

４月～　就学相談の申込み

［電話による予約制です］
学務課相談係
５６６２－１６２７（直通）

↓

４月～　就学相談の実施
［学務課相談係　相談室］

［就学支援ファイルの作成］
・就学相談票
・面接票　　等
お子さんの日常生活の様子や保護者の意向等の聞き取りを行います。
担当：特別支援教育相談員、相談係職員

↓

６月～　特別支援学校・学級の見学・体験入級

↓

８月下旬～　行動観察会
（就学支援委員会）

個別・小集団での行動観察及び保護者面接ののち、医学・心理・教育の専門家で構成される就学支援委員会において、医師の診察記録・発達に関する検査結果・体験入級の様子・在籍園での状況等の資料に基づき、適切な就学先について審議を行います。
メンバー　学識経験者、医師、
知的障害学級設置校長
知的障害学級担当教員
情緒障害学級担当教員
教育研究所教育相談員(心理士)
特別支援学校ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ
指導室指導主事
学務課特別支援教育相談員

↓

就学支援委員会の判断を保護者へ連絡

⇨ **就学先の決定又は継続相談**
保護者の理解と納得の上で、就学先の決定を行います。

就学支援シートの利用

就学支援シートは就学前機関（保育園・幼稚園・療育機関等）や家庭で今まで大切にしてきたことを就学する学校に引き継ぐシートで、就学相談時にお渡ししています。入学してからも何らかの配慮や支援が必要な子どもについて、学校へ適切な情報を引き継ぎ、円滑な学校生活が送れるようにすることを目的としています。

［就学支援シート］

（表紙）

就学支援シート

ともだち

～　楽しい学校生活のために　～

お子様のお名前	ふりがな
保護者のお名前	ふりがな

江戸川区教育委員会

（裏表紙）

保護者の皆様へ

この「就学支援シート」は、就学前機関（幼稚園・保育園・療育機関等）やご家庭などで今まで大切にしてきたことを、これから就学する学校に引き継ぐためのシートです。

学校が、入学するお子さんのことをより多く知って、スムーズな就学を図ることを目的としています。学校は、このシートをもとに保護者の皆様と話し合いながら「個別の教育支援計画」や「個別指導計画」を作成し、入学後にお子さんが楽しく学校生活が送れるように支援していきます。

保護者の皆様が就学に際し気になることを学校に伝えたい場合は、このシートをご活用ください。記入はポイントだけでも結構ですし、関係書類を添付して頂いても結構です。

なお、このシートは学校生活での支援のみに使用し、他の目的には使用いたしません。

江戸川区教育委員会

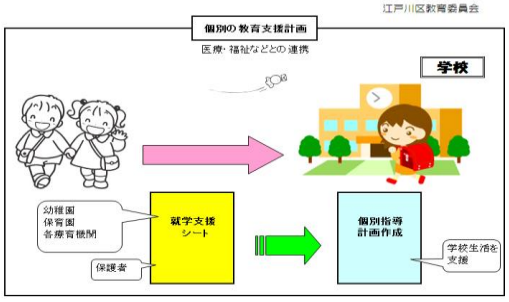

《問合せ先》

教育委員会学務課相談係　☎　5662-1627

（記載欄）

就学支援シート

1 基本事項　　※ 太線内は保護者がご記入ください。

お子様	ふりがな 名　前	性別	生　年　月　日 平成　年　月　日	年齢 歳
住所	（〒　－　） 東京都江戸川区			
愛の手帳	度　平成　年　月　日交付・申請中		診断名 （障害名）	
身障手帳	種　級　平成　年　月　日交付・申請中			
保護者 氏　名	（ふりがな） 続柄		診断機関名	
連絡先 電話番号	自宅 携帯　［　］		診断先電話 担当医名	
療育機関にかかっていたかどうか			就学前機関記入日：平成　年　月　日	
ない　ある	（機関名） （機関電話番号）		就学前機関名（住所）	
※学校使用欄				
就健結果	－　就相結果		連絡先電話番号	
2 成長や発達に関すること			記入者名	介助員の有無 有　・　無

① 健康や日常生活面でのようすや配慮していること

	保護者記入欄	就学前機関記入欄
身体の状況（全般、視力、聴力）		
排泄		
着脱		
食事		
その他		

② 人とのかかわり（コミュニケーション）のようすや配慮していること

	保護者記入欄	就学前機関記入欄
対人関係		
集団参加		
指示理解		
会話		
その他		

③ 興味や関心について

	保護者記入欄	就学前機関記入欄
文字		
数		
製作活動		
遊びの様子		
ルール理解		
その他		

④ 性格や行動の特徴

	保護者記入欄	就学前機関記入欄
集中力		
衝動性		
情緒の安定など		
安全管理		
その他		

3 指導内容・指導方法など、就学前機関が記入してください。

指導目標	
指導状況	
就学後の配慮事項	

4 就学後の生活などに対する保護者の意向を記入してください。

学校生活に関して	
家庭生活に関して	
地域生活に関して	

私は以上の内容を了解し、就学先の学校へ提出します。
今後は子どもの支援のために校内で記載内容が使用されることを承認します。

平成　年　月　日

保護者氏名

［問い合わせ先］

教育委員会 事務局 学務課相談係（本庁舎４階５番窓口）電話　５６６２－１６２７

（３）区立小・中学校

江戸川区教育委員会では、発達障害も含めた特別支援教育の充実を図っています。
各学校の特別支援教育コーディネーターが相談に応じます。

① 通常の学級における特別支援教育の充実

校内体制の充実

◆個別の教育支援計画（学校生活支援シート）

一人一人の障害のある子どもについて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を学校が中心となって作成しています。作成に当たっては、保護者の意見等を聴き、関係機関との連携を図りながら行います。

◆個別指導計画

児童・生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童・生徒の個別の教育支援計画を踏まえて、より具体的に児童・生徒の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込み作成します。

校内委員会による支援体制の流れ　　34 ページ　図１参照

人的支援

◆特別支援教育コーディネーター

校内や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役として、あるいは、保護者に対する学校の窓口として、校内の関係者や関係機関との連携協力の強化を図るために、校長が、各校の教員の中から、特別支援教育コーディネーターを指名しています。全校に配置されています。

◆スクールカウンセラー

各学校に、児童及び生徒の臨床心理に関して高度に専門的な経験を有する臨床心理士等が、スクールカウンセラーとして、週一回程度、来校しています。スクールカウンセラーは、児童・生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者への助言及び援助を行っています。

学校への支援面

◆専門家チーム派遣

教育委員会の指導主事、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、心理学の専門家、医師等で構成される専門家チームが、学校からの依頼により、通常学級に在籍するＬＤ・ＡＤＨＤ・高機能自閉症等で支援の必要な児童・生徒への望ましい教育的対応や指導について、専門的意見の提示や助言を行うことを目的として、実施しています。

◆巡回指導

巡回指導担当教員が、個別の指導・支援が必要な児童・生徒の在籍校を訪問し、情緒障害等による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な自立活動等の個別の取り出し指導を行います。

◆巡回相談

対象となる児童・生徒等や学校のニーズの把握と指導内容・方法に関する助言、校内における支援体制づくりへの助言、個別の教育支援計画の策定や個別指導計画の作成への協力、専門家チームと学校の間をつなぐこと、校内での実態把握の実施への助言、授業場面の観察などを役割として、各特別支援学級担当教員や特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを派遣するシステムを整備しています。

◆各種研修会等の実施

全小中学校を対象として、特別支援教育コーディネーター研修、巡回指導向上研修、特別支援教育推進研修を行います。

校内支援の拠点施設として

◆エンカレッジルームの設置

東京都では、特別支援教育の推進、不登校児童・生徒等への指導及び支援の充実を図ることを目的とし、エンカレッジルームの設置をすすめています。東京都の方針を受け、江戸川区では、小・中学校の「情緒障害等通級指導学級」が「特別支援教室」に変わりました。すべての小・中学校に「特別支援教室」の機能を含めた「エンカレッジルーム」を設置し、教員が巡回して対象の児童を在籍する学校の「特別支援教室」で指導します。

1. 設置…区内小学校、中学校（小学校 70 校、中学校 33 校）
2. 対象…特別な指導・支援を必要とする児童・生徒や不登校児童・生徒
3. 内容…エンカレッジルームは、以下のような用途に活用していきます。
   - （1） 巡回相談・巡回指導
   - （2） 特別な支援を必要とする児童・生徒に対しての個別の学習支援
   - （3） 不登校等の児童・生徒への支援
   - （4） 児童・生徒のカームダウン
   - （5） スクールカウンセラーを中心とした教育相談

※31 ページもご覧ください。

② 特別支援教室の導入による巡回指導（全小・中学校で実施）

東京都の方針を受け、区では、小学校の「情緒障害等通級指導学級」が「特別支援教室」に変わります。すべての小・中学校に「特別支援教室」の機能を含めた「エンカレッジルーム」を活用し、教員が巡回して対象の児童・生徒を在籍する学校で指導します。

☆まずは、各校の特別支援教育コーディネーターが窓口となり、相談に応じています。

特別支援教室とは

「東京都発達障害教育推進計画」より

全ての公立小・中学校に特別支援教室を設置し、発達障害教育を担当する教員が各校の特別支援教室に巡回して指導することにより、情緒障害等通級指導学級で行ってきた特別な指導の内容を、対象の児童・生徒が在籍校で受けられるようにします。これにより、一人でも多くの発達障害の児童・生徒が特別な指導を受けられるようになるとともに、巡回指導を担当する教員と在籍学級担任との連携が密になり、児童・生徒一人一人が抱える学習面・行動面での困難をより効果的に改善することができます。

また、特別支援教室の導入により在籍校での指導等を充実させることで、発達障害の児童・生徒が、在籍学級の中で他の児童・生徒とともに更に円滑に学校生活を送れるようになります。

○江戸川区では、平成 30 年度から全ての小学校に、令和 2 年度からすべての中学校に「特別支援教室」を設置し、教員が巡回して対象の児童を在籍する学校の「特別支援教室」で指導しています。
指導を検討される場合は、在籍校の学級担任や特別支援教育コーディネーターへご相談ください。
指導開始は、在籍校の校内判定委員会及び江戸川区教育委員会の検討を経て、決定となります。

特別支援教室及び情緒障害等通級指導学級の対象となる障害の種類

〈自 閉 症〉自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

〈情緒障害〉主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

〈学習障害〉全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

〈注意欠陥多動性障害〉年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

図１

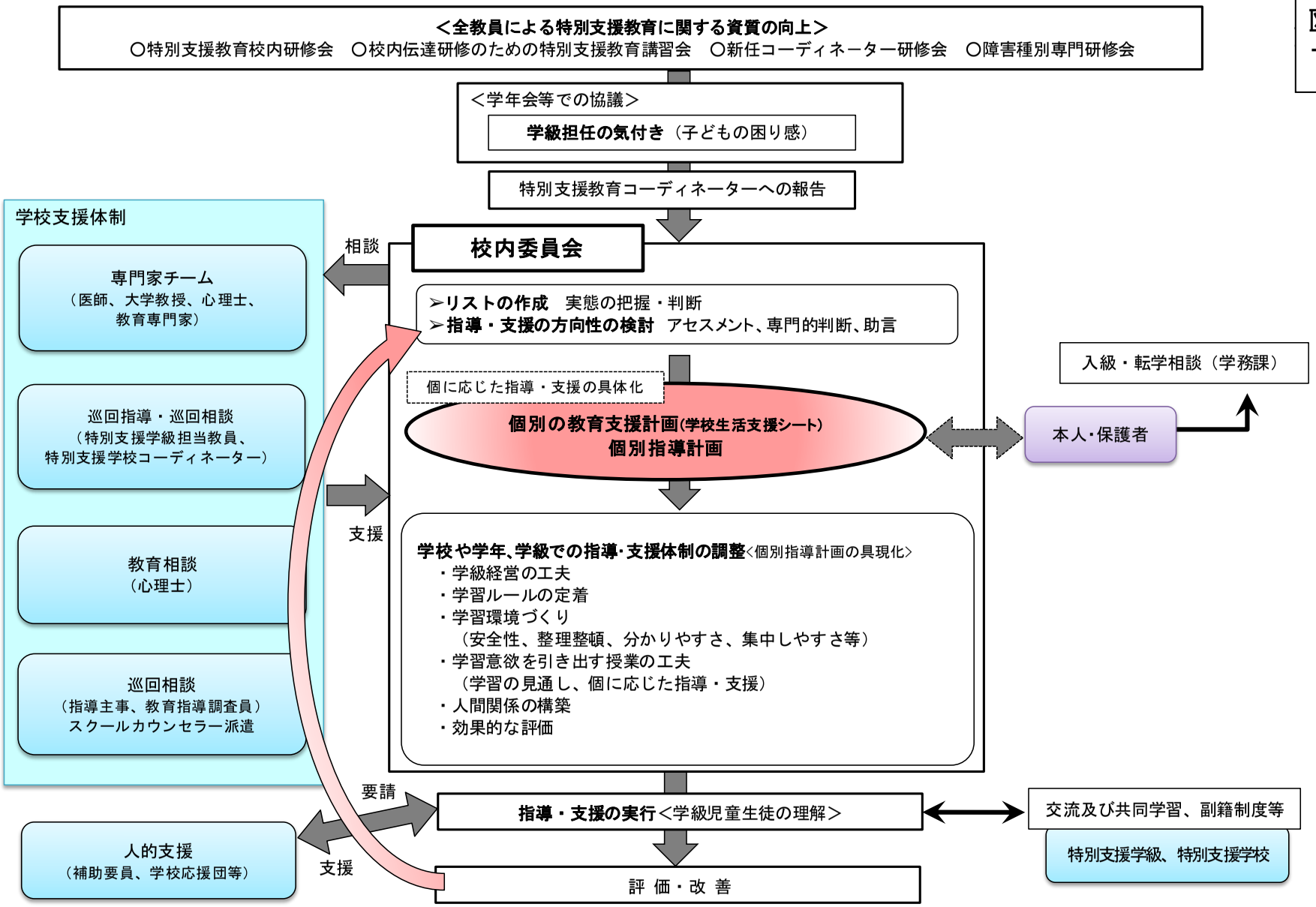
＜全教員による特別支援教育に関する資質の向上＞
○特別支援教育校内研修会　○校内伝達研修のための特別支援教育講習会　○新任コーディネーター研修会　○障害種別専門研修会
＜学年会等での協議＞
学級担任の気付き（子どもの困り感）
特別支援教育コーディネーターへの報告
学校支援体制
専門家チーム
（医師、大学教授、心理士、
教育専門家）
巡回指導・巡回相談
（特別支援学級担当教員、
特別支援学校コーディネーター）
教育相談
（心理士）
巡回相談
（指導主事、教育指導調査員）
スクールカウンセラー派遣
人的支援
（補助要員、学校応援団等）
相談
支援
要請
支援
校内委員会
➢リストの作成　実態の把握・判断
➢指導・支援の方向性の検討　アセスメント、専門的判断、助言
個に応じた指導・支援の具体化
個別の教育支援計画(学校生活支援シート)
個別指導計画
学校や学年、学級での指導・支援体制の調整＜個別指導計画の具現化＞
・学級経営の工夫
・学習ルールの定着
・学習環境づくり
（安全性、整理整頓、分かりやすさ、集中しやすさ等）
・学習意欲を引き出す授業の工夫
（学習の見通し、個に応じた指導・支援）
・人間関係の構築
・効果的な評価
指導・支援の実行＜学級児童生徒の理解＞
評 価・改 善
入級・転学相談（学務課）
本人・保護者
交流及び共同学習、副籍制度等
特別支援学級、特別支援学校

（4）すくすくスクール

区立小学校全校で実施しています。放課後や学校休業日に小学校施設を利用して、児童がのびのびと自由な活動ができる事業です。学校・地域・保護者と連携し、遊びや学び・多くの人とのふれあいを通じて、コミュニケーション力を高め、豊かな心と自ら考え行動する力を育みます。

参加については、通学する学校のすくすくスクールで『すくすく登録』申込書をご提出ください。また、保護者が就労等により、放課後または学校休業日に留守になるご家庭には、『学童クラブ登録』があります。登録区分に関係なく児童は一緒に活動します。

活動時間

平　　日	放課後～17 時
学校休業日	８時３０分～17 時 ※学童クラブ登録は 18 時まで
土 曜 日	８時３０分～17 時
お 休 み	日祝・年末年始

登録対象

すくすく登録	小学校全児童が対象です。 参加日や参加時間は、保護者と児童とで決め、自由に参加します。
学童クラブ登録	保護者の就労などにより、放課後または学校休業日に留守になる家庭の児童が対象です。 出欠確認をします。

育成料

すくすく登録	無料
学童クラブ登録	月額 4,000 円 （減免制度あり）

保険料

年　　間	500 円（加入については任意） ※行事によって参加実費負担あり

＜配慮を要する児童の対応について＞

職員の児童対応力を高めるため、職員研修やＯＪＴを行っています。

また、保護者から、他機関（保育園・病院・子ども家庭支援センター・児童相談所等）での支援や配慮に関する情報を提供された場合は、共有し対応しています。

保護者の承諾を受け、通学校の養護教諭・学級担任・スクールカウンセラーとの情報交換も行います。

＜配慮を要する児童の参加について＞

『すくすく登録』と『学童クラブ登録』の比較

<table>
<tr><th colspan="2">すくすくスクール</th></tr>
<tr><td colspan="2">スタッフ加配による個別対応や医療行為を必要とせず、集団の中で自他共に安心して過ごせる児童は一人で参加できます。
場面予測がつかず衝動的な行動を起こす、自傷他傷行為がある、常に介助が必要、一人での登下校がむずかしい場合は、保護者等同伴での参加となります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別支援学級の児童は在籍校の他、通学区域の小学校のすくすくスクールを副籍校として参加できます。（近隣地域の方々との係わりや環境に慣れることで、緊急時のスムーズな対応に繋がります。）</td></tr>
<tr><th>すくすく登録</th><th>学童クラブ登録</th></tr>
<tr><td>特別支援学校・支援学級の児童および、本人や周りの児童の安全が図れない言動や行動が認められる・常に介助が必要・一人での登下校がむずかしい児童は、保護者等同伴での参加となります。

保護者等が同伴することで、児童の状況に合わせて活動できるようになります。例えば、雨の日に賑やかな室内で過ごすことが難しくなった場合は、校庭の周りを散歩、別の活動場所での読書、一度校外へ出て再度参加すること等も可能となります。

保護者等が同伴で参加していた児童が、環境に慣れ、学校での一人登下校ができるようになった場合、すくすくスクールでも保護者と一緒に児童の活動状況を確認の上、一人参加を可能としています。

全児童を対象とする『すくすく登録』での参加時には、保護者に代わるヘルパー等の利用については、移動支援(※1)を使用することができます。</td><td>下記（①～③）児童の保護者と面談を行います。
① 特別支援学校・学級、通級指導学級に在籍。
② 障害があると診断された。
③ 一人参加では本人や周りの児童の安全が図れない言動や行動が認められる。

面談では保護者と一緒に、児童調査票をもとに児童の特性や配慮点を確認し、児童の行動を観察した上で、以下の項目について、児童の成長に見合った参加方法を考えていきます。
・参加時間と参加日の調整
・行事の日の保護者同伴参加
・放課後等デイサービスの利用

スタッフは配慮点を意識して見守りにあたりますが、本人も周りの児童も安全に活動することが難しい場合は、『学童クラブ登録』であっても保護者等同伴での参加となります。

特定の児童を対象とする事業『学童クラブ登録』での参加時には、移動支援(※1)の利用はできません。よって、保護者に代わるヘルパー等の費用は自己負担となります。</td></tr>
</table>

(※1)移動支援とは

余暇活動など社会参加のための外出支援、散歩などの同行支援。

「すくすくスクールは公園などの遊び場に準ずる」とする考えに基づき、不特定多数の児童が活動する『すくすく登録』参加時に利用できるとしています。（※障害者福祉課に要相談）

（５）相談機関

［教育研究所・教育相談室］

小・中学生に関する教育上の悩みや心配事について、教育相談員（心理士）が相談に応じています。「来室相談」と、専用電話による「電話相談」があります。

〇相談の内容

・学校生活に関する相談
　学校に行きたがらない、友達とのトラブル、集団になじめない、勉強の心配　など
・発達に関する相談
　忘れ物が多い、落ち着きがない、こだわりが強い、コミュニケーションが苦手　など
・子どもの気持ちに関する相談
　怒りっぽい、人見知りが激しい、すぐに気持ちが落ち込む　など

来室相談

◆申　　込・・・予約制ですので、電話にてお申込ください。
　　申込は原則として保護者の方からとなっています。

◆対　　象・・・区内在住または在学の児童・生徒とその保護者です。
　　また、区立小・中学校の教職員からの相談にも応じています。

◆受付時間・・・　月～金　９：00～16：30（祝休日・年末年始を除く）

電話相談

各教育相談室に相談専用の電話が設置されています。お子さん（小・中学生）からの相談にも応じます。

なお、電話相談は一回ごとの相談になります。継続的な相談をご希望の場合は、来室相談をお勧めしています。

◆受付時間・・・　月～金　９：00～16：30（祝休日・年末年始を除く）
　※上記以外の時間は、留守番電話で対応いたします。

◆お気軽に、お近くの相談室にご相談ださい。

教育相談室名	所在地	来室相談 電話相談
グリーンパレス教育相談室	〒132-0031 江戸川区松島 1-38-1 グリーンパレス３階	5662-7204 3655-8200
西葛西教育相談室	〒134-0088 江戸川区西葛西 3-11-4	5676-2898 5676-3288
南篠崎教育相談室	〒133-0065 江戸川区南篠崎町 5-12-2 南篠崎スカイハイツＢ棟内	3698-0433 3698-7811
いじめ電話相談		3654-7867
教育研究所　教育相談室ホームページ https://www.city.edogawa.tokyo.jp/kuseijoho/gaiyo/shisetsuguide/bunya/gakko/kyoiku/sodanshitsu/index.html		

［発達障害相談センター　～発達相談室「ないろ」～］

発達障害支援の窓口として、専門職(保健師、心理士、教員、保育士)が相談に応じ、必要な支援の方向性を考えます。適切な支援を紹介するほか、ご本人・ご家族の同意のもと、保育園・幼稚園・小中学校などの所属機関や関係機関と連絡調整を行います。

12 ページ参照

（６）特別支援学校

［東京都立鹿本学園］

鹿本学園「特別支援教育サポートデスク」では、専門性を有するスタッフが地域の特別支援教育サポーターとして様々な支援や、特別支援教育に関する情報提供を行っています。まずは、お電話でお気軽にお問合せください。

情報提供機能

- 学校見学、学校公開の案内
- 教材・教具の紹介や助言
- 学校や就学前機関等の指導者向け研修会の開催

相談機能

- 特別支援学校への入学や転学に関する個別相談
- 発達や学習に関する個別相談

スタッフ派遣機能

- 小学校、中学校や就学前機関等のコンサルテーション
- 職員研修や授業研究会への講師派遣や講師情報の提供
- 指導の工夫や学習の環境設定についての情報提供や助言

鹿本学園サポートデスク 03(3653)7355

※学校代表電話です。「サポートデスクに」とご用命ください。

《所在地》　〒１３３－００４４　東京都江戸川区本一色２－２４－１１
《FAX》　０３（３６５２）３００７
《ホームページ》　http://www.shikamotogakuen-sh.metro.tokyo.jp/

［東京都立白鷺特別支援学校］

白鷺特別支援学校では、特別支援教育コーディネーターが中心となり、様々な支援や、特別支援教育に関する情報提供を行っています。まずは、お電話でお気軽にお問合せください。

情報提供機能

- 学校見学、学校公開の案内
- 教材・教具の紹介や助言
- 地域における関係機関の紹介

相談機能

- 特別支援学校（高等部）への入学や転学に関する個別相談
- 就労に関する個別相談
- 発達や学習に関する個別相談

スタッフ派遣機能

- 高等学校等への巡回相談の実施
- 職員研修への講師派遣

白鷺特別支援学校（学校代表） **03(3652)4151**

《所在地》　〒１３２－００３３　東京都江戸川区東小松川４－５０－１
《FAX》　０３（３６７４）６１８９
《ホームページ》　http://www.shirasagi-sh.metro.tokyo.jp/

２.児童を対象とした通所サービス

通所サービスの利用は「児童福祉法」に基づきます。

障害児通所支援を利用する保護者は、区に申請を行い、障害児支援利用計画案作成を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。（次頁［児童福祉サービスの利用手続き］参照）

障害児入所支援を利用する場合は児童相談所に申請します。

※手続き方法は、乳幼児期と同様です。18 ページをご覧ください。

※事業所については、区内にある民間の放課後等デイサービス事業所（24 ページ）をご覧ください。

第４章　青年期以降

１．青年期以降の支援　～　義務教育終了後の相談・支援について　～

高等学校や大学等においては、進学や就労などその後の社会参加にむけた支援が必要となりますが、小中学校の特別支援教育体制に比べると遅れており、全体としては十分とは言えません。しかし、発達障害への対応に取り組んでいる私立学校もありますので、詳しいことは、各学校に直接お問い合わせください。

また、青年期以降のニーズや課題は非常に多様であり、社会生活上の不適応状況、家庭環境や家族関係に関する悩みなど、相談のきっかけは様々です。教育・就労・疾病などに関する相談を通して発達障害に、はじめて気づかれることも少なくありません。

（１）相　談

① 区の窓口

発達障害相談センター

江戸川区にお住まいの知的障害を伴わない発達障害(またはその疑い)のある方とそのご家族及び支援者を対象としています。

◆発達障害に関する相談（18 歳以上）

家族関係や日常生活に関する悩みやお問い合わせに応じ、医療機関や就労等の相談機関の情報提供や制度の紹介を行います。なお、診断や検査は実施しておりません。

来所相談は、予約制です。

発達障害相談センター　　１２ページ参照

発達障害相談センターのほか、次の各窓口で承ります。

愛の手帳相談係

知的障害を伴う方を対象に、愛の手帳の申請相談や福祉サービス利用の手続きを行うほか、教育・就労・通所に関する相談、日常生活に関する相談に応じます。

障害者福祉課　愛の手帳相談係　　本庁舎２階１番窓口　　電話：5662-0053

健康サポートセンター・江戸川保健所精神保健係

知的障害を伴わない発達障害のある方を対象に、精神保健福祉手帳の申請受付や障害福祉サービス利用のための手続きを行うほか、精神保健やこころの健康に関する相談に応じます。

各健康サポートセンター　　７ページ参照
健康部保健予防課精神保健係　　江戸川保健所２階　　電話：5661-2465

障害者就労支援センター

障害者が安心して働き続けることができるよう就労面と就労に伴う生活面の支援を一体的に行います。

障害者就労支援センター　　４４ページ参照

② 地域活動支援センター（Ⅰ型）

地域活動支援センターは、心身に障害がある方が、住み慣れた地域において可能な限り自らの意思でその人らしく自立した生活ができるよう、社会交流の促進、創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会的孤立を防いでいくことを目的としています。

Ⅰ型は、精神保健福祉士等の専門職が面接や電話・訪問等で、障害をお持ちの方やそのご家族などの様々な相談に応じ、より豊かな地域生活を送れるよう、一人ひとりに合わせたサポートを行います。

事業内容

１．相談支援
　日常生活で困っていることについて、電話や面談にて相談ができます。

２．生活支援
　食事作り、買い物、各種制度の利用、必要に応じ情報提供や同行等、様々な形で地域生活をサポートします。

３．地域交流
　友達を作りたい、のんびりと過ごしたいという方に、気軽に利用できる交流スペースを開放しています。その中で、パソコン教室や食事会その他各種プログラムを実施しています。

利用料

施設使用料　１日 100 円（プログラムによっては実費負担がかかる場合があります。）
相談のみは無料。
※それぞれの施設によって、プログラムが違いますので、ご利用の際は各施設にお問い合わせください。
※43 ページの掲載もご参照ください。

施設名	住　所	電　話
地域活動・相談支援センター かさい	〒134-0083 中葛西 2-8-3　２F	5679-6445
地域活動支援センター えどがわ	〒132-0031 松島 3-46-10 かとりコーポ 101	5879-0708
地域活動支援センター はるえ野	〒132-0003 春江町 2-41-8	5664-6070
地域活動支援センター こまつがわ	〒132-0034 小松川 2-9 小松川二丁目第3アパート１階	5858-6421

（２）就労支援

① 障害者就労支援センター

江戸川区における障害がある方への就労支援については、障害者就労支援センターが中心になって相談を受け付けています。

発達障害の方についても、障害者手帳の有無に関わらず様々な相談に応じています。障害者就労支援センターで他機関とも連携をしながら、就労支援を行っています。

連携している他機関及び連携内容

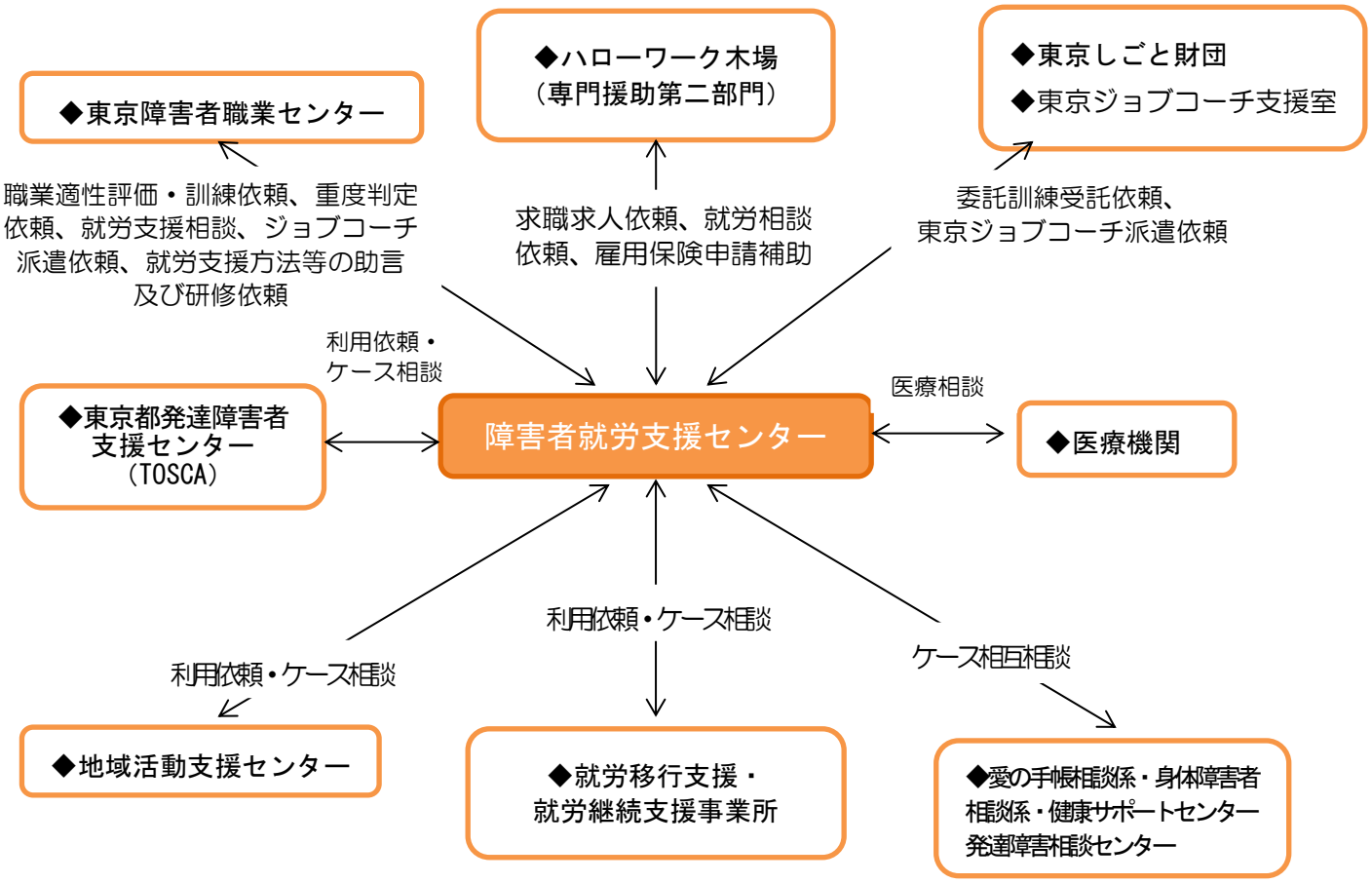

住　　所	〒133-0052　江戸川区東小岩6-15-2		
電　　話	5622-6050	F　A　X	5622-6055
利用日時	月～金　8：30～20：00、土　8：30～17：00　（日・祝日・年末年始を除く）		
ホームページ	https://www.city.edogawa.tokyo.jp/shisetsuguide/bunya/kenkofukushi/fukushi/shogaishashuro.html		
対　象　者	企業等への一般就労を希望する障害者		

②地域活動支援センター

［精神障害者就労支援事業］（区委託事業）

「地域活動支援センターえどがわ」及び「地域活動・相談支援センターかさい」で実施しています。

目的

就労を希望する精神障害者に対して、個々のニーズに応じながら関係機関と連携し、継続的にサポートします。

対象

江戸川区にお住まいの、就労についての相談や支援を必要とする精神障害のある方（15 歳以上）

内容

就労支援コーディネーターが、以下のような支援を行います。

1．各種就労相談（面談、電話、訪問）
2．ハローワーク、医療機関、就職面接などに同行
3．書類作成等の求職活動への支援
4．就労先や就労訓練先への訪問
5．就労を継続するために必要な生活支援
6．心理面への相談支援

※区委託事業は、年度により変更する可能性がありますので、ご注意ください。
※この事業の利用を希望する方は、利用者登録が必要です。
まずは各地域活動支援センターにお問い合わせください。

地域活動支援センター　　４３ページ　参照

２．障害者総合支援法の障害福祉サービス

障害福祉サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合には「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ利用までのプロセスが異なります。

詳細は、各担当窓口にお問い合わせください。

サービス利用時の問い合わせ先

知的障害を伴う場合は「知的障害者」として、知的障害を伴わない場合は「精神障害者」として手帳の有無にかかわらず、医師の診断等によりサービスの対象になります。

[担当]

知的障害を伴う方

・福祉部障害者福祉課愛の手帳相談係（区役所本庁舎２階１番窓口）　電話　5662-0053

上記以外の方

・各健康サポートセンター　７ページ参照

・健康部保健予防課精神保健係　（江戸川保健所　２階　）　電話　5661-2465

[福祉サービスに係る給付等の体系]

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	★	訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	★
	重度訪問介護			就労移行支援	★
	同行援護			就労継続支援（Ａ型＝雇用型、Ｂ型＝非雇用型）	★
	行動援護	★			
	重度障害者等包括支援			就労定着支援	★
	短期入所（ショートステイ）	★		自立生活援助	★
	療養介護			共同生活援助（グループホーム）	★
	生活介護		地域生活支援事業	移動支援	★
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	★		地域活動支援センター	★
				福祉ホーム	

★発達障害者の利用が想定されるサービス

[福祉サービス利用までの流れ]

◆ 障害福祉サービスの利用までの流れを、おおまかに示します。

① サービス利用を希望される方は、担当窓口に申請し、日程調整のうえ障害支援区分等についての調査を受けます。

② 区は、認定調査を実施します。介護給付及び訓練等給付(グループホームに限る)を利用する方については、一次判定、二次判定(認定審査会)を経て、障害支援区分を決定します。また、訓練等給付(グループホームを除く)及び地域生活支援事業を利用する方については、その必要度を判断します。

③　区は、申請者(利用者)に、計画相談支援事業者が作成した「サービス等利用計画案」の提出を求めます。なお、自己作成（セルフプラン）することもできます。自己作成を希望する場合は、各担当窓口にご相談ください。

④　区は、提出された計画案や調査の結果など、勘案すべき事項を踏まえて、支給決定し、受給者証を交付します。

⑤　計画相談支援事業者は、サービス担当者会議を開催しサービス提供事業者との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。

⑥　⑤の利用計画に即したサービスを受給します。

⑦　計画相談支援事業者は、一定期間ごとに計画のモニタリングを行います。

※計画相談支援事業者については、各担当窓口にお尋ねください。

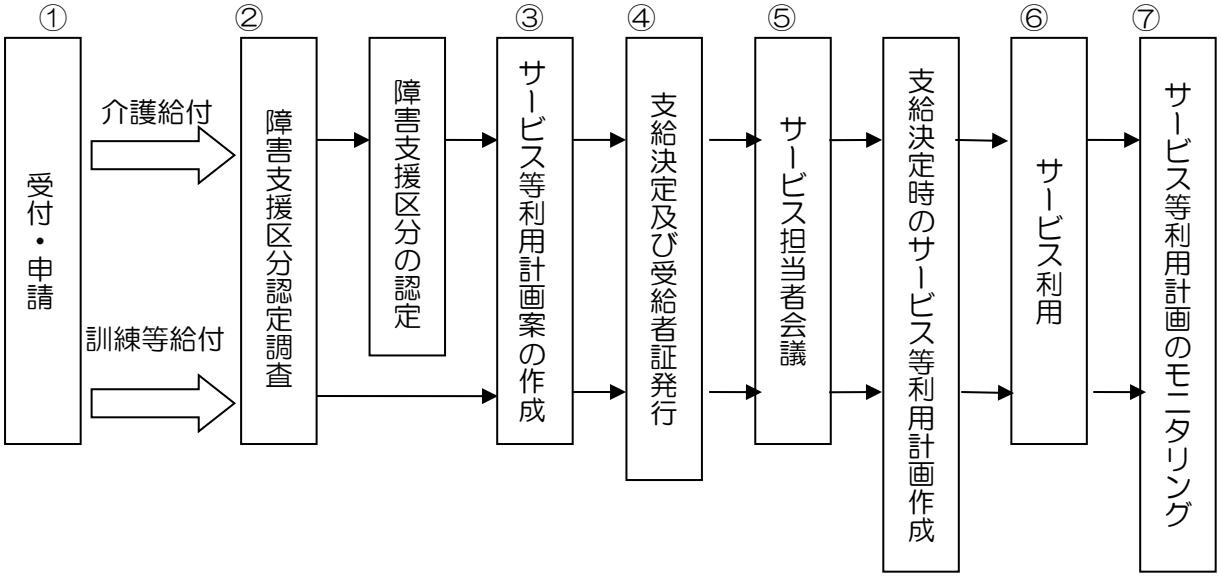

＊障害支援区分とは、障害者に対する介護給付の必要度を表す６段階の区分です。
（区分１～６：区分６の方が、必要度が高い）

◆費用

利用にあたっては、利用に要する費用の１割を利用者に自己負担していただきます。ただし、利用者負担額には上限額があり、住民税の課税状況によって利用者ごとに異なります。また、利用施設又は利用事業所が別途徴収する実費費用が発生する場合もあります。

第５章　関係機関一覧

１．区内機関

［相談窓口］

施設名称		電話番号	利用(受付)日・時間	掲載頁
健康サポートセンター	中央健康サポートセンター	5661-2467	江戸川区中央 4-24-19	7
	小岩健康サポートセンター	3658-3171	江戸川区東小岩 3-23-3	
	東部健康サポートセンター	3678-6441	江戸川区瑞江 2-5-7 東部フレンドホール内	
	清新町健康サポートセンター	3878-1221	江戸川区清新町 1-3-11	
	葛西健康サポートセンター	3688-0154	江戸川区中葛西 3-10-1	
	鹿骨健康サポートセンター	3678-8711	江戸川区鹿骨 1-55-10	
	小松川健康サポートセンター	3683-5531	江戸川区小松川 3-6-1	
	なぎさ健康サポートセンター	5675-2515	江戸川区南葛西 7-1-27	
児童相談所はあとポート		5678-1810	江戸川区中央 3-4-18	11
教育研究所	グリーンパレス教育相談室	5662-7204	江戸川区松島 1-38-1 グリーンパレス３階	38
	西葛西教育相談室	5676-2898	江戸川区西葛西 3-11-4	
	南篠崎教育相談室	3698-0433	江戸川区南篠崎町 5-12-2 南篠崎スカイハイツＢ棟内	
障害者就労支援センター		5622-6050	江戸川区東小岩 6-15-2	44
健康部保健予防課精神保健係 (江戸川保健所)		5661-2465	江戸川区中央 4-24-19	42
教育委員会事務局 学務課相談係		5662-1627	江戸川区中央 1-4-1 江戸川区役所　４階	29
福祉部障害者福祉課 愛の手帳相談係		5662-0053	江戸川区中央 1-4-1 江戸川区役所　２階	18
発達障害・支援センター	児童発達支援センター	5875-5321	江戸川区平井４丁目 1-29	19
	発達障害相談センター 発達相談室「ななないろ」 (18 歳未満)	5875-5401 5875-5101		12
地域活動支援センター（Ⅰ型）	地域活動・相談支援センター かさい	5679-6445	江戸川区中葛西2-8-3　2Ｆ	43
	地域活動支援センター えどがわ	5879-0708	江戸川区松島 3-46-10 かとりコーポ 101	
	地域活動支援センター はるえ野	5664-6070 5664-6072 ※相談専用回線	江戸川区春江町 2-41-8	
	地域活動支援センター こまつがわ	5858-6421	江戸川区小松川2-9 小松川二丁目第3アパート1階	

［区内にある児童発達支援・放課後等デイサービス事業所］

（令和２年９月現在　掲載順:区内住所順）

※一覧は 24 ページに掲載しています。

最新の情報は、東京都福祉保健局　「東京都障害者サービス情報」をご覧ください。
http://www.shougaifukushi.metro.tokyo.jp/

２．区外機関

［支援機関・医療機関の情報］

東京都福祉保健局　発達障害のページをご覧ください。
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai_shisaku/hattatsushougai.html

［障害等に関する相談窓口］

（１）東京都発達障害者支援センター（ＴＯＳＣＡ・トスカ）

住　　所	〒156-0055　世田谷区船橋 1-30-9
電　　話	3426-2318
利 用 日 時	【予約受付】月・火・水・木・金　９：00～17：00 【相談日時】月・火・木・金　　９：30～17：00 （祝日・年末年始を除く）
ホームページ	http://www.tosca-net.com
事業内容	東京都在住の発達障害のある本人とその家族、関係機関・施設からの発達障害に関わる様々な相談をお受けしています。ご利用にあたっては予約が必要です。 必要に応じて、情報提供や他機関との連携、関係機関コンサルテーションなども行います。

（2）東京都立精神保健福祉センター

住　　所	〒110-0004　台東区下谷 1-1-3
電　　話	3844-2210（代表） 3844-2212（電話相談）
利 用 日 時	月～金　9：00～17：00（祝日・年末年始を除く）
ホームページ	http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/sitaya/
事 業 内 容	精神的な悩みへの専門相談・支援や家族講座、精神障害者の社会復帰・リハビリテーション、関係機関職員向け研修等を実施しています。 １．思春期青年期相談 対象：おおむね 15 歳以上 30 歳未満のご本人とご家族または学校等関係機関職員の方 （学校や職場に行けなくなってしまった、辞めてしまいひきこもってしまった、家族と関係がうまく取れない、時には暴力をふるう事もある、ダイエットが止まらない、過食してしまう。など） 内容：面接相談（電話にて相談の上、予約制） 思春期青年期親グループ、思春期青年期本人グループ ２．デイケア 対象：都内 23 区に在住し、精神科医療機関に通院している方で、原則 15 歳～30 代半ばまでの方。（主に統合失調症の方及びアスペルガー障害・高機能自閉症の方） 内容：グループ活動を行いながら、人間関係を学んだり、日常生活のリズムを整え、社会生活への自信を取り戻すことを目指しています。 ※まず、地域を管轄する健康サポートセンター（7 ページ）へお問い合せください。

［子どもに関する相談窓口］

（１）江戸川区児童相談所はあとポート

住　　所	〒132-0011　江戸川区中央 3-4-18
電　　話	5678-1810
ホームページ	https://www.city.edogawa.tokyo.jp/jiso/jigyoguide/oshirase/haatopo-tokosodatehiroba.html
事業内容	子どものしつけや不登校、障害、非行など 18 歳未満の子どもに関するあらゆる相談に保健師や保育士、心理職員などの専門スタッフが応じます。継続的なサポートが必要な場合は、担当の職員がご家族の状況、お子さんの成育歴などをうかがい、子どもと家族に適した援助を行います。

（２）東京都ひきこもりサポートネット

電話相談	6806-2440（月～金　10：00～17：00、年末年始・祝日を除く）
パソコンメール相談	https://www.hikikomori-tokyo.jp/
携帯メール相談	http://www.hikikomori-tokyo.jp/m/
訪問相談	江戸川区健康部健康サービス課中央健康サポートセンター（電話 5661－2467）を通じて申込受付
事業内容	ひきこもりに悩むご本人やご家族等からの相談を電話、メール及び訪問により受け付けています。

［教育に関する相談窓口］

（１）東京都教育相談センター

住　　所	〒169-0074　新宿区北新宿 4-6-1（東京都子供家庭総合センター４階）
ホームページ	http://www.e-sodan.metro.tokyo.jp
電話相談	教育相談一般・いじめ相談ホットライン　0120-53-8288　　24 時間受付 高校進級・進路・入学相談　3360-4175　　平　　日：午前９時～午後９時 土日祝日：午前９時～午後５時
来所相談	事前予約制です。電話相談にて御相談のうえ、お申込みください。
メール相談	http://www.e-sodan.metro.tokyo.jp
対象者	幼児から高校生相当年齢までの子供、その保護者、教職員
事業内容	幼児から高校生相当年齢段階までの子供の性格や行動、しつけ、発達、いじめ、不登校、体罰、高校への進級・進路などに関する相談を子供たちや保護者、学校の先生から受け付けています。

［就労に関する相談窓口］

（１）ハローワーク木場（専門援助第二部門）

住　　所	〒135-8609　江東区木場 2-13-19
電　　話	3643-8614
利 用 日 時	月～金　８：30～17：15（祝日・年末年始を除く）
ホームページ	https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/kiba.html
対 象 者	一般就労を希望する障害者
事 業 内 容	障害のある方への職業相談・職業紹介をする専門の窓口を設けています。また、就職後の職場定着相談等も行っています。

（２）東京障害者職業センター

住　　所	〒110-0015　台東区東上野 4-27-3 上野トーセイビル３階
電　　話	6673-3938
利 用 日 時	月～金　８：45～17：00（祝日・年末年始を除く）
ホームページ	http://www.jeed.or.jp/location/chiiki/tokyo/
対 象 者	就職や職場定着を目指す障害のある方、障害のある方を新たに雇用もしくは雇用している事業主、障害者の就労支援をしている関係機関
事 業 内 容	ハローワーク等の関係機関と連携しながら、以下の支援・サービスを行っています。 【障害のある方へのサービス】 職業相談、職業評価、職業準備支援 【障害のある方と事業主へのサービス】 ジョブコーチによる支援 【事業主】 障害者の雇用管理に関する相談及び支援、講習会の実施 【関係機関へのサービス】 職業リハビリテーションに関する技術的助言、援助

（3）公益財団法人　東京しごと財団

住　　所	〒102-0072 千代田区飯田橋 3-10-3　東京しごとセンター8 階
電　　話	5211-2681
利 用 日 時	月～金　9：00～17：00（祝日・年末年始を除く）
ホームページ	http://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/
対　　象　　者	一般就労を目指す障害のある方・保護者・企業・障害者就労支援関係機関等
事 業 内 容	障害のある方の就業促進を図るため、地域の障害者就労支援機関等と連携し、セミナーや相談会、定着支援等の様々な事業を行っています。 **【総合コーディネート事業】** ハローワークや地域の障害者就労支援機関、企業等の関係機関と連携して、障害のある方の一般就労に向けた普及啓発から就業相談、企業とのマッチング、職場定着までの各種事業を行います。 **【東京ジョブコーチ支援事業】** 障害のある方が就職し新しい職場で円滑に働き続けることができるように、また、雇用する企業がスムーズに受け入れられるように、都独自の「東京ジョブコーチ」が訪問し、障害者の作業適応支援や職場内の環境調整など、職場定着に向けた支援をします。
	【障害者委託訓練事業】 ハローワークと連携し、障害のある方が仕事をする上で必要な知識や技能を身につけるため、企業をはじめ社会福祉法人、ＮＰＯ法人、民間教育機関等、地域の様々な機関を活用した短期の職業訓練を実施します。 ・知識・技能習得訓練コース（パソコン基礎・応用、清掃、軽食喫茶業務など） ・障害者向け日本版デュアルシステム （事務作業で必要なパソコン操作と職場実習など） ・実践能力習得訓練コース（事務補助、清掃など） ・e-ラーニングコース （都内在住で通所困難な障害者等が対象。Ｗｅｂ制作実践講座など） ・在職者訓練コース（雇用継続に必要なパソコンスキルアップなど） **【障害者就業支援情報コーナー／東京しごとセンター５階】** 障害者雇用を検討している企業の皆様や就職を希望する障害のある方等に、職場体験実習や企業への東京ジョブコーチ支援事業、障害者委託訓練事業の紹介、その他必要な情報を提供しています。（職業紹介はしていません）